

1. 件 名：東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所2号機の使用済燃料プール冷却浄化系計装品点検時における警戒事態判断基準について

2. 日 時：令和3年9月1日 10:30～11:05

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室

和田専門職

総務課 事故対処室

佐々木室長補佐

(以下、テレビ会議システムによる出席)

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループマネジャー他7名

5. 要 旨

東京電力ホールディングス株式会社から、福島第二原子力発電所の原子炉施設保安規定第54条の保全計画に基づき、2号機燃料プール冷却浄化系の計装品点検のため、使用済燃料貯蔵プール冷却浄化系を停止することにより、使用済燃料貯蔵プール水位が警報設定水位である「使用済み燃料貯蔵槽水位低」を下回る可能性があることから、当該点検時における原子力災害対策指針に定める警戒事態（使用済燃料貯蔵槽の水位低下）となった際の連絡判断基準の変更及び当該点検内容の概要について、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁から、保安規定に従ってあらかじめ計画された点検であることを示すよう伝えた。

東京電力ホールディングス株式会社から、対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料：

資料1 福島第二原子力発電所2号機燃料プール冷却浄化系計装品点検に伴う緊急事態区分（AL31）を判断する基準を一時的に運用変更する件について